

計画作成年度	令和5年度
計画主体	長浜市 米原市

湖北地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 長浜市 産業観光部 農業振興課
所在地 滋賀県長浜市八幡東町632番地
電話番号 0749-65-6522
FAX番号 0749-65-1602

担当部署名 米原市 まち整備部 まち保全課
所在地 滋賀県米原市長岡1206番地
電話番号 0749-53-5175
FAX番号 0749-53-5179

令和5年4月策定

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間および対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ（この計画ではカニクイアライグマを含む）、ヌートリア、ツキノワグマ、カラス、アオサギ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長浜市、米原市

2. 鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

市		被害の現状		
		品 目	被害数値	
			金額（千円）	面積（ha）
長 浜 市	イノシシ	水稻、麦類、野菜、その他	824	0.88
	ニホンザル	水稻、麦類、野菜、その他	2,442	1.23
	ニホンジカ	水稻、麦類、野菜、その他	681	0.74
		スギ、ヒノキ、その他	—	12.05
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	水稻、麦類、野菜、その他	564	0.06
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—
	カラス	水稻、麦類、野菜、その他	564	0.11
	カワウ	魚類	両市に記載	
米 原 市	イノシシ	水稻、野菜、いも類、その他	683	88.2
	ニホンザル	野菜、いも類、果樹、その他	4,473	75.4
	ニホンジカ	野菜、水稻、麦類、その他	284	52.8
		スギ、ヒノキ、その他	—	3.13
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	いも類、野菜、その他	924	9.8
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—
	カラス	水稻、野菜、果樹、その他	1,070	7.1
	アオサギ	—	—	—
カワウ	魚類	両市に記載		
両 市	イノシシ	水稻、麦類、野菜、その他	1,507	89.08
	ニホンザル	水稻、麦類、野菜、その他	1,915	76.63
	ニホンジカ	水稻、麦類、野菜、その他	965	53.54
		スギ、ヒノキ、その他	—	15.18
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	水稻、麦類、果樹、野菜、その他	1,488	9.86
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—
	カラス	水稻、麦類、果樹、野菜、その他	1,634	7.21
	アオサギ	水稻、その他	—	—
カワウ	魚類	62,561	—	
両市の総合計（単純合計）			75,070	251.5

- ※ 被害額、被害面積は「令和元年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」に基づく。
- ※ ニホンジカおよびツキノワグマによる森林の被害面積は「令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧」に基づく。
- ※ カワウの被害額は、平成29年の漁獲量等のデータを基に、「カワウ個体数×滞在日数×1羽当たり1日の捕食量×捕食される魚種別重量比×魚種別単価×漁協水揚げ量按分」により算出。

(2) 被害の傾向

■ イノシシ

地域全体に生息しており、中山間地域の農地、民家周辺で頻繁に出没している。水稻や麦に踏み倒し被害、イモ類を中心とした畑作物に食害が発生している。また、耕作地（畦畔）や農道・林道周辺の掘り返しによる被害もある。被害額は、近年、減少傾向にあるが獣種別では最大となっている。

■ ニホンザル

中山間地域を中心に年間を通して被害が発生している。湖北地域に33群が確認されており、農作物や果樹に甚大な被害を与えている。一部地域では人家侵入や器物破損等生活環境被害も発生しており、農業被害とならぶ問題となっている。被害額は、獣種別では最大となっている。

■ ニホンジカ

地域の山間部に生息し、山裾の田畑に出没し、稲苗や麦に食害や踏み倒しなどの被害があり、生息数は増加傾向にある。また、森林においては、過度な採食による植生の衰退も見られ、このような状態が続けば農林業だけでなく森林植生の衰退による土砂の流出等の公益機能の低下や自然生態系そのものにさらに深刻な影響を及ぼすことが予想される。

■ ハクビシン

近年、山間部、市街地問わず地域の各所で目撃、捕獲されている。そのエリアが地域全域にわたっており、生息数が増加していると推測される。雑食性で果樹や野菜類を中心とした農業被害が発生している。

■ アライグマ

特定外来生物に指定されている種であり、近年、ハクビシンと同様に市街地でも多数目撃、捕獲されている。捕獲数は多くないものの、そのエリアが拡大しており、生息数も増加していると推測される。雑食性で農業被害の拡大も懸念される。

■ ニートリア

特定外来生物に指定されている種で、地域内でも平成22年、平成30年と、令和2年以降毎年捕獲の実績がある。現在、目立った被害はないが、繁殖力の強さから、今後、被害拡大の恐れもあり注意が必要である。

■ ツキノワグマ

林木の剥皮被害が発生しているほか、人家周辺での目撃情報が多く、人的被害も懸念される。

■ カラス

全域に生息しており、水稻の踏み倒しや畑作物、果樹の食害が発生している。

■ アオサギ

広域で水稻の踏み倒し被害のほか水産業への影響も懸念される。

■ カワウ

依然として竹生島に大規模コロニーが形成されている。平成21年以降、銃器による個体数調整によって竹生島周辺地域のカワウ生息数は減少傾向にあるが、琵琶湖岸や内陸部へのコロニー拡散が見られる。琵琶湖や姉川等の河川においては、アユやウグイ、ハス等の食害が深刻であり、一部では漁具の破損被害も発生している。また、竹生島では、カワウの営巣活動に伴う枝折りや糞害により樹木の枯損、枯死が進行し、一部に回復傾向が見られるものの、本格的な植生回復には更なる生息数の低減が必要である。

(3) 被害の軽減目標

市	指 標	品 目	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
			金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)
長 浜 市	イノシシ	水稲、麦類、野菜、その他	824	0.88	577	0.62
	ニホンザル	水稲、麦類、野菜、その他	2,422	1.23	1,695	0.86
	ニホンジカ	水稲、麦類、野菜、その他	681	0.74	477	0.52
		スギ、ヒノキ、その他	—	12.05	—	8.43
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	水稲、麦類、野菜、その他	564	0.06	395	0.04
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—	—	—
	カラス	水稲、麦類、野菜、その他	536	0.11	375	0.08
	カワウ	魚類	両市に記載			
米 原 市	イノシシ	水稲、野菜、いも類、その他	683	88.2	478	61.74
	ニホンザル	野菜、いも類、果樹、その他	4,473	75.4	3,131	52.78
	ニホンジカ	野菜、水稲、麦類、その他	284	52.8	199	36.96
		スギ、ヒノキ、その他	—	3.13	—	2.19
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	いも類、野菜、その他	924	9.8	647	6.86
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—	—	—
	カラス	水稲、野菜、果樹、その他	1,070	7.1	749	4.97
	アオサギ	—	—	—	—	—
カワウ	魚類	両市に記載				
両 市	イノシシ	水稲、麦類、野菜、その他	1,507	89.08	1,055	62.36
	ニホンザル	水稲、麦類、野菜、その他	1,915	76.63	1,341	53.64
	ニホンジカ	水稲、麦類、野菜、その他	965	53.54	676	37.48
		スギ、ヒノキ、その他	—	15.18	—	10.63
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	水稲、麦類、果樹、野菜、その他	1,488	9.86	1,042	6.90
	ツキノワグマ	スギ、ヒノキ、その他	—	—	—	—
	カラス	水稲、麦類、果樹、野菜、その他	1,634	7.21	1,144	5.05
	アオサギ	水稲、その他	—	—	—	—
カワウ	魚類	62,561	—	43,793	—	
両市の総合計（単純合計）			75,070	251.5	52,549	176.05

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題	
長 浜 市	捕獲に関する取組	<p>市内に事務所を置く狩猟団体の従事者とともに、銃猟およびわな猟にて捕獲を実施している。また、長浜市鳥獣被害対策実施隊を設置し、小動物用箱わなによる捕獲を実施している。捕獲機材としてニホンザル用箱わな、ニホンジカ・イノシシ用箱わな、ハクビシン等小動物用箱わなを保有している。</p> <p>自治会に対して捕獲用箱わなの購入補助を行っている。捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得に対し支援を行っている。</p> <p>鳥獣保護区においては狩猟期間中も有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <p>近年被害が報告されているアオサギ対策として、捕獲を実施している。</p> <p>カワウ対策として、漁業被害および森林被害の軽減を目的に、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、エアライフルと散弾銃による個体数調整を実施している。</p>	<p>ニホンジカやイノシシによる被害は減少傾向にあるが、生息数は増加傾向にあり、捕獲圧をいっそう高める必要がある。</p> <p>ハクビシンについては、被害額も増加傾向にあり、捕獲圧をいっそう高める必要がある。</p> <p>山間部では急峻な地形が多く捕獲が困難である。</p> <p>高齢化による狩猟者の減少が懸念され、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>カワウについては、強力な銃器圧力により、近年、動向に変化が生じていることから、飛来・営巣状況を注視しながら迅速に対応する必要がある。</p>
	防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が行う防護柵の設置や修繕、緩衝帯の整備に対する補助金の交付。 ・農業委員会や県機関と連携し、出前講座や集落環境点検を実施し、対策指導の強化を図る。 ・森林内では立木へのテープ巻きによる剥皮対策を行う。 ・カワウに対しては、姉川等の河川で防鳥糸を設置しているほか、威嚇用火火による追払いを実施。 	<p>防護柵の設置とともに、緩衝帯の整備等を有効に組み合わせることが効果的である。</p> <p>防護柵をはじめ緩衝帯の維持管理は地元で実施する必要があることから、継続的な維持管理を実施する体制づくりが必要である。</p> <p>森林内では皮剥ぎ防止用テープの劣化等、維持管理に費用と手間が必要となり、対象面積が大きく対策が困難である。</p> <p>カワウに対しては、銃器捕獲のほか、アユ等の遡上状況に適した時期・方法で飛来地対策を講じる必要がある。</p>
	生息環境管理その他の取	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が行う緩衝帯の整備に対する補助金の交付。 ・農業委員会や県機関と連携し、出前講座や集落環境点検を実施し、放任果樹や食物残渣の除去、捕獲と防護による被害防止対策指導の強化を図る。 	<p>出没抑制効果を高めるため、誘引物となる放任果樹、収穫残渣の除去等の周知。</p> <p>集落内での高齢化による、放任果樹の伐採などへの対策の担い手確保。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
米原市	<p>捕獲に関する取組</p> <p>地元猟友会に委託し、銃猟およびわな猟にて捕獲を実施している。また米原市鳥獣被害対策実施隊を設置し、箱わな、囲いわななどの餌づけわなを中心とする機動力の高い捕獲を実施している。</p> <p>ニホンザル用箱わな、ニホンジカ・イノシシ用箱わな、ニホンジカ用囲いわな、小型箱わな、クマ用捕獲檻を保有している。</p> <p>捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得に対し支援を行っている。</p> <p>カワウについては、姉川および天野川の流域にて銃猟を実施している。</p>	<p>狩猟者の減少や高齢化が懸念され、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>防護柵の設置によりニホンジカやイノシシによる農作物被害は減少傾向にあるものの生息数の減少は見られないため、さらに捕獲圧を強化する必要がある。</p> <p>特にニホンジカは市内に広く分布しているなかで、希少猛禽類生息地や県境付近、アクセスが困難な地域などは、捕獲活動が困難で対策が遅れており、過度な採食による山肌の裸地化が進み、通常の降雨時でも土砂の流出が起き、山麓での水産業被害の拡大が懸念されるため、高標高域での捕獲圧の強化が必要である。</p>
	<p>防護柵の設置等に関する取組</p> <p>総合対策事業を活用し、防護柵の整備を行う。また、市内全域、特に山間部を中心に防護柵を設置する集落に対し、補助金を交付する等して整備を進めている。</p> <p>集落に対し、花火等の追い払い用具を貸与するとともに、集落におけるニホンザルの追い払い体制の強化を推進している。</p>	<p>各集落の個別対策であるため、根本的な解決にはならず、集落間など広域的な連携・対応が必要である。また、緩衝帯の整備等と防護柵の設置を組み合わせ、集落ぐるみで対策を進める必要がある。</p> <p>高齢化等により防護柵の維持管理等を行う人材の確保が困難である。</p>
	<p>生息環境管理その他の取組</p> <p>被害報告があった場合、被害集落への農産普及課と連携した集落環境点検にもとづく被害原因をなくすための指導等。</p> <p>講座開催、ホームページ、広報などによって、被害に対する取り組み方法などの周知徹底。</p> <p>ニホンザル追い払い道具の無償貸し出し、追い払い用火火等の無償提供</p>	<p>特にニホンザルについては集落ぐるみの追い払いが重要であるが、リーダーの育成が出来ていないため、自治会役員の交代に左右される形で被害が増減する部分があるため、リーダーの育成が課題である。</p>

(5) 今後の取り組み方針

- 集落環境点検の実施を推進し、集落ぐるみの対策の検討へと誘導する。必要に応じ、滋賀県獣害対策アドバイザーの協力を得るものとする。
- 集落における住民主体の防除や追払いを推進するため、出前講座を開催し、防護柵や緩衝帯の設置および維持・管理、不要果樹の伐採など対策方法の普及を図る。
- 単独集落の対策のみでは被害軽減に繋がらないことがあるため、集落間連携を推進し、山系ごとの広域的な対策を図る。
- 森林域については、植栽地における樹木の食害対策として、食害防止網等の設置を推進する。また、地力の低下を防ぐため高標高域での捕獲も積極的に行っていく。
- 関係機関の役割分担や取組体制を明確化し、一体となった獣害対策を図る。
- 捕獲機材の充実を図るとともに、地域住民による狩猟免許の取得を推進し、捕獲の担い手を育成する。
- カワウについては、竹生島周辺地域への飛来・繁殖状況などに注視しつつ、竹生島周辺地域はもとより、琵琶湖岸や河川等においても両市で連携を図り個体数調整を実施する。事業実施にあたっては、広域的な個体数抑制の観点から、滋賀県カワウ総合対策協議会の意見を求め実施する。
- カラスについては、各市の状況に合わせ、従事者による捕獲を積極的に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

長 浜 市	捕獲計画目標の増加に伴い、捕獲従事者の拡充を図り、市内狩猟団体と協働により、捕獲を実施する。
米 原 市	滋賀県猟友会米原支部の協力を求め、捕獲を実施する。また、民間隊員（対象鳥獣捕獲員）を含んだ米原市鳥獣被害対策実施隊による地域ぐるみの捕獲も実施する。

(2) その他捕獲に対する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンザル、 ニホンジカ、ハクビシン、 アライグマ、ヌートリア、 ツキノワグマ、 カラス、アオサギ、カワウ	被害防止対策研修会の開催、捕獲機材の購入、 地域住民の狩猟免許取得の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

市	捕獲計画数等の設定の考え方
長浜市	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノシシ 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整および有害鳥獣捕獲により個体群管理を行う。生息数はほぼ横ばいであるが、被害が甚大であることと、CSF（豚熱）まん延防止への協力の観点から積極的な捕獲を推進する。また、年間捕獲目標は、750頭とする。 ■ ニホンザル 県のモニタリング調査の結果、市内の群れの推定生息数は約1,100頭とされている。しかしながら、群れに属さないはなれ猿も多数出没していることから、全体でおよそ1,500頭生息していると推定し、被害の状況に応じ有害鳥獣捕獲を実施し、個体数の10%に相当する150頭を捕獲計画数とする。 なお、今後、被害低減のために群れの頭数を減少させる必要があると認められる場合には、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整を検討する。 ■ ハクビシン 近年ハクビシンによる農作物被害が多発し、その被害範囲は市街地にまで及んでいることから積極的な捕獲に努める。 ■ ヌートリア 特定外来生物の防除実施計画に基づき、目撃や被害情報があれば積極的な捕獲に努める。 ■ アライグマ 近年アライグマによる農作物被害が発生していることから、特定外来生物の防除実施計画に基づき、積極的な捕獲に努める。 ■ カラス 大きな群れが数か所で確認されている。被害は、田植え後の稲の踏み倒しや畑作物の食害などが生じていることから、積極的な捕獲に努める。 ■ アオサギ 広域で水稻の踏み倒し被害が発生していることから、捕獲を行う。 ■ カワウ 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、滋賀県カワウ総合対策協議会が定める春季飛生息の9割以上の個体数の捕獲を目標とする。
米原市	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノシシ 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整および有害鳥獣捕獲により個体群管理を行う。イノシシの被害は甚大であること、CSF（豚熱）まん延防止への観点から猟友会や米原市鳥獣被害対策実施隊による許可捕獲により捕獲数の増加を目指すこととし、許可捕獲と狩猟を合わせて500頭を捕獲計画数とする。 ■ ニホンザル モニタリング調査では、市内の群れの推定生息数は306頭である。被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施することとし、個体数の10%に相当する30頭を捕獲計画数とする。 また群れのほかに、はなれザルも多数出没していることから、悪質な個体は有害鳥獣捕獲を実施することとし、群れとはなれザルを合わせて60頭を捕獲計画数とする。 ■ ハクビシン 近年、ハクビシンの出没頻度が増加しており、米原市では平成19年度から捕獲を実施した。今後も継続して捕獲を実施することとし、捕獲計画数を50頭とする。 ■ ヌートリア 平成30年、令和2年において、ヌートリアが目撃・捕獲されていることから、今後、生息数の増加が懸念される。目撃や被害情報があれば積極的な捕獲を推し進める。 ■ アライグマ 近年、市内でアライグマの爪痕が確認されたことから、当面は、生息数が増加しないように捕獲を推し進めることとし、捕獲計画数を510頭とする。 ■ ツキノワグマ 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画に基づき対応するため、独自の捕獲目標設定は行わない。 ■ カラス 稲の踏み倒しや市街地でのゴミの食い散らかしなどが生じているため、積極的な捕獲に努めることとし、年間捕獲目標は150羽とする。 ■ アオサギ、カワウ

アオサギ、カワウによる水産被害が顕著にあり、継続して捕獲を実施することとし、捕獲計画数を各70羽とする。
--

湖北地域	<p>■ ニホンジカ</p> <p>滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）によると、湖北地域には17,941頭生息していると推定される。個体数の変動は、近年積雪量が減少し大量死がなくなったことや管理の行き届かない里山林や圃場の増加に伴う餌資源の増加などの環境変化が一因と考えられる。</p> <p>上記計画と整合を図り年度ごとの捕獲目標を定める。</p>
------	--

市	対象鳥獣	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
長浜市	イノシシ	750頭	750頭	750頭
	ニホンザル	150頭	150頭	150頭
	ハクビシン	100頭	100頭	100頭
	アライグマ	10頭	10頭	10頭
	ヌートリア	5頭	5頭	5頭
	カラス	700羽	700羽	700羽
	アオサギ	100羽	100羽	100羽
	カワウ	2,900羽	2,600羽	2,300羽
米原市	イノシシ	500頭	500頭	500頭
	ニホンザル	60頭	60頭	60頭
	ハクビシン	50頭	50頭	50頭
	アライグマ	10頭	10頭	10頭
	ヌートリア	10頭	10頭	10頭
	ツキノワグマ	—	—	—
	カラス	150羽	150羽	150羽
	アオサギ	70羽	70羽	70羽
	カワウ	70羽	70羽	70羽
湖北地域	ニホンジカ	4,949頭	4,037頭	3,315頭

市	捕獲等の取組内容
長浜市	<p>【わな等の捕獲手段】</p> <p>被害の状況に応じ、獣類は銃器、箱わな、囲いわな、くくりわなによる捕獲を行う。鳥類については、銃器による捕獲を行う。</p> <p>【捕獲の予定時期】</p> <p>被害状況に応じて、年間を通して有害鳥獣捕獲を適時実施する。特に、ニホンジカ、イノシシについては積極的に捕獲する。</p> <p>【捕獲予定場所】</p> <p>獣類：市全域を基本とし、森林域を含め、山に隣接する集落とする。</p> <p>鳥類：カワウについては、漁業被害防止と営巣に伴う森林被害軽減を目的として、繁殖中の親鳥の生理・生態を考慮した効率的な集中捕獲を竹生島のほか、琵琶湖沿岸、姉川等主要河川において実施し、カラスおよびアオサギについては、水田を中心に市全域を対象地域とする。</p> <p>アライグマ・ヌートリアについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項による確認を受け、防除を行う。</p>

市	捕獲等の取組内容
米原市	<p>【わな等の捕獲手段】 被害の状況に応じ、獣類については、銃器、箱わな、囲いわな、くくりわなによる捕獲を行い、鳥類については、銃器による捕獲を行う。</p> <p>【捕獲の予定時期】 4月から10月までとする。ただし、被害が多い場合は11月以降も捕獲を実施する。なお、ニホンジカに限っては年間を通して積極的に捕獲する。</p> <p>【捕獲予定場所】 獣類：市全域を基本とし、森林域を含め、山に隣接する集落とする。 鳥類：カワウは姉川および天野川流域とし、カラス、アオサギについては市全域とする。 アライグマについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項による確認を受け、防除を行う。 ヌートリアについては、発生時において随時捕獲する。 他の鳥獣については、被害発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を適時実施する。</p>
湖北地域	<p>イノシシおよびニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図り、個体数調整および有害捕獲により個体群管理を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		令5年度	令6年度	令7年度
長浜市	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	3,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む	3,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む	3,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む
米原市	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	5,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む	5,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む	5,000m ワイヤーメッシュ柵(H=2m以上) 電気柵 ※既設柵を多獣種に対応する為の機能強化・更新を含む

(2) 集落防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシ、アライグマ、ヌートリア ツキノワグマ	集落環境点検や被害防止対策研修会、各種調査の実施、集落ぐるみの野生獣の追い払い、緩衝帯の設置、放任果樹の除去等獣害防止知識の普及活動
	カワウ	竹生島等において継続的に植生被害モニタリング調査を実施するとともに、各種カワウ対策事業を円滑に実施するため島内管理歩道の整備や草刈りを実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシン、アライグマ、ヌートリア ツキノワグマ、カラス	被害地域の市民に対する農作物被害調査を実施し、被害の現状を把握するとともに効果的な被害防止対策に活用する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

	関係機関等の名称	役割
長 浜 市	滋賀県警察本部 長浜警察署	住民の生命、身体または財産に係る被害の防止に向けた警備、被災者の救出、その他二次災害の防止
	滋賀県警察本部 木之本警察署	
	湖北地域消防本部 長浜消防署	被害発生時の救助、救急活動
	滋賀県 湖北森林整備事務所	鳥獣被害対策の実施に関する助言
	滋賀県 湖北農業農村振興事務所	
	狩猟団体	対象鳥獣捕獲等の実施
	長浜市 産業観光部 農業振興課	鳥獣被害対策の実施、被害の予防、被害発生時の対応、市民等への情報伝達
自治会	被害の予防、被害発生または発生の恐れがある場合の住民への周知、協力	
米 原 市	滋賀県警察本部 米原警察署	住民の生命、身体または財産に係る被害の防止に向けた警備、被災者の救出、その他二次災害の防止
	湖北地域消防本部 米原消防署	
	滋賀県 湖北森林整備事務所	鳥獣被害対策の実施に関する助言
	滋賀県 湖北農業農村振興事務所	
	滋賀県猟友会 米原支部	対象鳥獣捕獲等の実施
	米原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣捕獲等の実施
	米原市 まち整備部 まち保全課	鳥獣被害対策の実施、被害の予防、被害発生時の対応、市民等への情報伝達
自治会	被害の予防、被害発生または発生の恐れがある場合の住民への周知、協力	

(2) 緊急時の連絡体制

市民、自治会等 ⇒ 各市（獣害対策担当課） ⇒ 各市所管警察署、湖北地域消防本部、関係自治会、湖北森林整備事務所、各市内地域狩猟団体、その他関係機関等
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設または焼却等の適正な処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間事業者によりジビエ活用されており、今後も継続していく。
ペットフード	民間事業者によりペットフードとして利活用している。
皮革	

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
--------------------------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

市内の民間処理事業者によるジビエ等の利活用。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状として、対象鳥獣による被害は減少傾向にあるものの、その生息密度は依然として高く、まずは捕獲および防除に注力する必要がある。イノシシ・ニホンジカについては、一部において民間での食肉利用および飼料としての加工販売等が行われていることから、必要に応じて、滋賀県ジビエ活用検討プロジェクトチームの活動などを参考にしつつ、民間組織との連携した取り組みや支援等を検討する。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

地域全体の被害対策（連携事業等）を広域協議会で検討し、実施する。なお、経理については一元化する。

	被害防止対策協議会の名称	湖北地域鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役割
両市	レーク伊吹農業協同組合 北びわこ農業協同組合 滋賀県農業共済組合 滋賀北部森林組合 長浜市伊香森林組合 滋賀県漁業協同組合連合会 長浜市連合自治会 米原市自治会連絡協議会 長浜市 産業観光部 米原市 まち整備部 滋賀県 農政水産部 水産課	<ul style="list-style-type: none"> 構成する市や関係機関と連携して、広域的な捕獲体制など実施体制の整備や生息域の調査、市間の調整、連携を図る 広域のかつ効果的な被害対策の検討および支援 野生鳥獣に関する研修会等の企画・開催

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
滋賀県 湖北農業農村振興事務所 (農産普及課・田園振興課)	被害防止対策の技術的な助言、指導、情報提供
滋賀県 湖北森林整備事務所	
滋賀県 獣害対策アドバイザー	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長浜市	平成23年度に市職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊を設置した。
米原市	平成23年度に市職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊を設置した。また、平成24年度からは民間隊員（対象鳥獣捕獲員）も構成員として参画している。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

はなれザルやツキノワグマの出没については、人身被害の発生が危惧されることから、地元狩猟団体との連携を図り、緊急対応として「捕獲」・「追い払い」・「パトロール」等状況に応じた対策を図る。

電気柵の運用については、感電等の事故を防ぐため、また、適切な管理による十分な防除効果が発揮できるよう、啓発やパトロールを実施する。